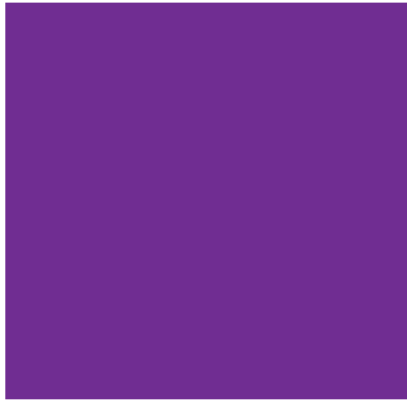


東京エレクトロングループ

# 倫理基準





東京エレクトロングループ

# 倫理基準

## はじめに

東京エレクトロンの基本理念は、「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」というものです。IoTや高速通信網の発達、人工知能などの普及により加速するデータ社会において、これらを支える半導体やフラットパネルディスプレイの重要性はさらに高まっています。

同様に、東京エレクトロングループに対する社会からの期待も極めて高くなっています。

私たちは、社会的責任を自覚し、社会から高く評価され、従業員が誇りをもてる企業として歩み続けます。そのためには、成長の源泉である従業員一人ひとりの、高い倫理観に基づく行動の実践が必要不可欠であり、私たちが何を意識して、どのように行動すべきかを「東京エレクトロングループ倫理基準」に分かりやすく示しました。

今回の改訂にあたっては、内容の更新に加え、使いやすさを意識した工夫もおこなっています。

ここに定められていることを理解し、自分のものとするにより、さらにスピード感をもって、大胆かつ戦略的に行動することを期待します。



東京エレクトロン株式会社  
代表取締役社長・CEO

A handwritten signature in black ink, reading "谷本 利樹" (Tani Shigeru).

# 目次

---

はじめに

企業倫理とコンプライアンスのあらまし

## 1 事業活動

1-1	安全と品質	12
1-2	お取引先さまの選定・取引	13
1-3	輸出入	14
1-4	公正かつ自由な競争	16
1-5	贈収賄および腐敗行為	18
1-6	利益相反	20
1-7	政治的活動と寄付	21
1-8	マネーロンダリング	22

## 2 会社資産と財産

2-1	会計・税務・財務報告	26
2-2	インサイダー取引	27
2-3	知的財産	29
2-4	情報セキュリティ	30
2-5	個人情報	32
2-6	会社資産	34

## 3 職場環境

3-1	人権および公正な雇用慣行	38
3-2	ハラスメントのない職場	40

## 4 社会に対する責任

4-1	環境保護	44
4-2	社会貢献	45

私の行動指針



倫理基準とはなにか



倫理基準は、TELグループで働くすべての人が、  
事業を展開する国・地域の法令と  
社内の規程・規則を守りながら、  
基本理念・ビジョンの実現を図るために  
「とるべき適切な行動」を定めたものです。  
倫理基準を遵守することにより、  
真のグローバルカンパニーとして社会の期待に応え、  
働く従業員が誇りと幸せを感じることができる企業を目指します。

# 企業倫理とコンプライアンスのあらまし

## 東京エレクトロングループ倫理基準について

東京エレクトロングループ倫理基準(以下「倫理基準」とします。)は、東京エレクトロン株式会社およびその子会社(以下「TELグループ」または「会社」とします。)の行動規範です。この倫理基準は、TELグループが事業を展開する国・地域の法令および社内規程・規則に従って日々業務を遂行するうえで「とるべき適切な行動」を定めたTELグループ共通かつ最低限の基準です。

倫理基準は、社内規程・規則よりも上位に位置付けられるものです。他方、倫理基準と現地の法令との間に差異が生じた場合は、より厳格なものを優先します。

なお、倫理基準の改廃は、東京エレクトロン株式会社の取締役会の決議によります。

## 倫理基準の適用範囲

倫理基準は、TELグループの役員(取締役および監査役を含む)、コーポレートオフィサー、執行役員、TELグループのいずれかの法人と労働契約を締結し、TELグループの事業体に労務提供している者(正社員、契約社員、顧問、嘱託者、定年再雇用者、パートタイマー、日々または季節ごとに雇用された労働者)および他企業からの出向者や派遣労働者など会社の業務に従事する者(以下「役員・従業員」と総称します。)に適用します。

TELグループは、調達先などのお取引先さまおよび第三者が倫理基準を遵守すること、または倫理基準と同等の内容の社内規程を遵守することを求めます。

## 役員・従業員の責任： 倫理基準を読み、理解し、実践してください

基本理念・ビジョンを体現するためには、私たち一人ひとりが日々の業務において倫理基準を踏まえて、実践することが重要です。すべての役員・従業員には、倫理基準の遵守を年に一回誓約することを求めます。



私たちは、共に持続可能な成長を目指すTELグループの一員として、次に掲げることを実践します。

- ▶ 私たちは、正しいことをおこないます。
- ▶ 私たちは、周囲に存在するリスクを認識します。
- ▶ 私たちは、正しく行動するために必要な知識を身につけます。

ただし、物事には、白黒つけられない場合があります。自身の行動に疑問が生じた場合は、次のように自問自答してみてください。

- 私の行動は、法令、倫理基準、社内規程に則しているだろうか。
- 私の行動は、自分自身または会社の評判を傷つけないだろうか。
- 私の行動は、当社を取り巻くステークホルダーに自信をもって説明できるだろうか。

上記の質問の答えが「はい」ではない場合、その行動を続けるべきではありません。日常業務を遂行するうえで疑問がある場合は、上司等に相談してください。

## マネージャーの責任

TELグループのすべてのマネージャーは、チームメンバーのコンプライアンス意識を高め、企業倫理とコンプライアンスの文化を推進します。具体的には、次のような行為が求められます。

- 倫理基準に則った行動に関する日々の議論を通じて、チームメンバーが倫理基準およびその他の規程に基づく職責を確実に理解できるようにする。
- 企業倫理やコンプライアンスに反して業績を達成するよう促したり、指示したりしない。違反を防止する。
- 報復を心配することなく、安心して懸念を打ち明けることができる職場環境をつくる。

## 懸念を提起する／率直に話す

企業倫理およびコンプライアンスに関する懸念を提起して議論することは、会社が発展するために重要です。なぜなら、問題の発生を未然に防いだり、問題が小さいうちに解決したりすることができるからです。日々の業務において、誤った方向に進んでいたり、手続のとおりに進まない場合には、すぐに懸念を提起してください。それは私たちの責任です。

懸念の提起先は、次のいずれかです。

- 直属の上司
- 所属長
- 法務またはコンプライアンス部門
- 人事部門
- チーフ・コンプライアンス・オフィサー

企業倫理およびコンプライアンスに関する懸念事項を匿名で報告する場合（かつ現地の法令上、匿名による報告が認められる場合）、「TELグループ 倫理・コンプライアンスホットライン」を利用してください。365日24時間利用可能な第三者の報告・相談窓口であり、TELグループ内で話されるすべての言語に対応しています。

TELグループ 倫理・コンプライアンスホットライン



URL : [tel.ethicspoint.com](https://tel.ethicspoint.com)

## TELグループのコンプライアンス部門の役割

TELグループのコンプライアンス部門の役割は、企業倫理または法令等（法令、規制、倫理基準、社内規程・規則）に違反する行動を予防、発見および是正し、TELグループのビジネスが常に法的にも企業倫理的にも正しくおこなわれるようにすることにあります。

TELグループのチーフ・コンプライアンス・オフィサーは役員とともに、適用されるすべての法令および倫理基準を遵守するというTELグループのコミットメントを確実なものとする責任があります。

## 会社の対応

会社は、誠実に報告された企業倫理およびコンプライアンス上の懸念を真摯に取り扱い、調査担当者を割り当て、調査を実施します。懸念が事実であると判断した場合、必要に応じて懲戒処分を含む是正措置を講じます。また、懸念を報告した者に対して調査等の対応結果をフィードバックします。

すべての役員・従業員は、調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力する義務があります。

## 守秘義務および報復行為の禁止

調査を適切に実施するために守秘義務は重要であり、尊重されなければなりません。調査の秘密を守ることは、会社、通報者、調査の対象者および証人といったすべての人を守ることになります。

情報は、調査の正当な必要性に応じ、最小限度で知る必要がある者に対して開示されることがあります。ほとんどすべての場合において、会社は、調査に関わる者すべてに対して守秘義務を課します。これは、調査担当者および調査責任者についても同様です。守秘義務違反は、懲戒処分事由となります。

会社は、企業倫理およびコンプライアンス上の懸念を誠実に報告した者に対する報復を容認しません。企業倫理およびコンプライアンス上の懸念を誠実に報告した者や調査に協力した者に対して、報復または報復的行為をしてはなりません。報復を受けていると思われる場合は、前述の懸念の提起先に連絡してください。なお、報復および報復的行為は、懲戒処分事由となります。



# 1 事業活動



## 信頼こそ、挑戦の基盤


私たちは、事業活動を通じて挑戦し続けます。  
ただし、その挑戦は、人々からの信頼なくしては成り立ちません。  
役員・従業員一人ひとりが、高い倫理観を持ち、  
公正に活動することを通して、信頼を築きあげます。


## 1-1 | 安全と品質



TELグループの事業活動  
(半導体製造装置およびフラットパネル  
ディスプレイ製造装置の開発、製造、  
輸送、設置、製品の保守)において  
安全を促進し、お客さまの期待に応える  
高品質な製品とサービスを提供します。

- 法令・規制上の要求を遵守するとともに、安全および品質マネジメントシステムおよびそのプロセスを厳格に適用します。
- 事業活動が安全におこなわれるよう、効果的で予防的なプロセスまたは適切な是正措置を講じ、高品質な製品とサービスを供給します。

 TELグループ安全方針は、次のWebサイトを参照してください。  
<https://www.tel.co.jp/csr/safety/safety-management/>

 TELグループ品質方針は、次のWebサイトを参照してください。  
<https://www.tel.co.jp/csr/quality/quality-management/>

## 1-2 | お取引先さまの選定・取引



客観的な基準に基づいて調達先などのお取引先さまを選定します。  
また、お取引先さまが法令およびTELグループの企業倫理を遵守していることを確認します。

- 品質・技術・価格・納期・コンプライアンス遵守等の客観的基準に基づいてお取引先さまを選定します。
- 事業活動をおこなうグローバルサプライチェーンの一部として、サプライチェーンが業界に与える環境的、社会的、倫理的影響を考慮します。
- お取引先さまが、法令（贈賄および腐敗行為防止、公正な競争、強制労働、債務労働、児童労働、奴隷労働の禁止を含みます。）を遵守し、かつTELグループの企業倫理を尊重することを求めます。そのために、私たちはより一層、お取引先さまに対して模範となる行動を心がけることにより、強固な信頼関係を築きます。
- 児童労働もしくは奴隷労働の利用または人権侵害によって違法に入手された紛争鉱物を含む原材料は受け入れません。



TELグループ調達方針および調達方針附則文書については、次のWebサイトを参照してください。

<https://www.tel.co.jp/csr/procurement/procurement-management/>

## 1-3 | 輸出入



製品と技術の輸出入に関する  
すべての法令および社内規程を  
遵守します。

- TELグループが事業活動をおこなっているいかなる国・地域においても、輸出入（再輸出を含みます。）に適用される法令、ライセンス要件、禁輸措置および国際的な関係当局によるその他の制限を遵守します。
- TELグループの製品・技術を輸出入する際は、該当する国・地域の輸出入要件に従い、輸出入の対象となる製品・技術およびその他の関連する品目について、正確、真実かつ完全な情報を税関および関係当局に提供します。

- TELグループが事業活動をおこなっている多くの国・地域では、製品や技術の輸出入を規制するさまざまな法令が制定されています。例えば、米国においては、米国製の特定の製品（特定のサービス、技術、データおよびソフトウェアを含みます。）を米国外の地域から別の仕向地に再輸出することも規制しています。
- 一般的に、多くの国では、特に輸出の場合、輸出分類、その対象となる製品・技術の内容、最終仕向地、エンドユーザーおよび最終用途の確認が法令で求められています。



- 貿易制限(制裁対象リスト、禁輸措置、取引禁止リスト)により、特定の法人、場合によっては対象国全体との取引が制限または禁止されることがあります。TELグループでは、取引をおこなう当事者のスクリーニング(取引審査)を実施します。

## 1-4 | 公正かつ自由な競争



公正、自由かつ競争力のある  
市場で事業を展開することを  
追求します。

- 事業活動をおこなう市場における競争法を遵守し、違法な反競争的活動はおこないません。

- TELグループが事業活動をおこなう市場における競争法には、米国や欧州のものを含め域外適用されるものがあります。
- 競争法当局による調査により、非常に高額な罰金と費用が発生し、会社の評判が損なわれる可能性があります。また、刑事罰を科されたり、民事上の賠償責任を負うこともあります。
- 常に違法とされる行為の例は、次のとおりです。
  - ▶ 自己と競争関係にある他の事業者（以下「競合他社」とします。）と次のいずれかに関して合意または共同行為をすること。
    - ・ 価格または価格構成要素、取引条件
    - ・ 製品または地域の割当てまたは共有
    - ・ お客さままたはお取引先さまとの取引拒絶
    - ・ 生産、販売、在庫または研究開発の制限

- ▶ 一般に競争法に抵触する不公正もしくは虚偽の取引または取引方法を用いること。
  - ・ 誤解を招く広告をおこなうこと。
  - ・ 競合他社の製品に対する評価を低下させること。
  - ・ 競合他社に対して嫌がらせをおこなうこと。
  - ・ 営業秘密またはその他の機密情報を窃取すること。
- 多くの国で違法とみなされ、高額な罰金を支払う可能性のある行為の例は、次のとおりです。
  - ▶ 支配的企業が市場をコントロールしようとする行動をとること。
    - ・ 製品の抱き合わせ販売や別々の製品との抱き合わせを要求すること。
    - ・ デイラー、ディストリビューターまたはお取引先さまと不当に取引を終了すること。
    - ・ 不当に差別的対価を設定すること。
    - ・ コストを下回って販売すること（略奪価格）。
    - ・ 過度に限定的な排他的条件による取引を強要すること。

## 1-5 | 贈収賄および 腐敗行為



いかなる状況であっても、  
場所や理由を問わず、  
誰に対しても賄賂を提供しません。

- 適用される腐敗行為防止に関する法令を遵守し、賄賂を申し入れたり、提供したり、会社に代わって他人に賄賂を提供することを許可するようなことは決しておこないません。
- 現地の法令で許され、またはそれが社会慣習として許容されているとしても、ファシリテーションペイメント\*は支払いません。
- 贈答品、食事、旅行またはその他接待を授受するときは、社内規程を遵守します。
- 適切な確認をおこなった後、誠実に取引をおこなうことが判明したビジネスパートナーと取引をおこないます。TELグループが関与する第三者が不正または違法行為をおこなった場合、TELグループは法令違反やレピュテーションリスクにさらされます。

- 贈収賄は、企業、政府当局、公務員その他の政府職員による優遇措置と引き換えに、または、その職務に関連して、価値のあるものまたは金銭的もしくはその他の利益を許可したり、申し入れたり、懇願したり、贈ったり、受領したり、受け入れるときに発生します。また、例えば、中国など、民間企業の職員に対する贈賄を規制している国もありますので留意が必要です。相手方がそれらの近親者であっても違法行為となります。
- 贈収賄は通常現金を授受する方法をとりますが、交際接待（例えば、飲食、スポーツイベントやショーへの参加など）、ギフト、会社施設への訪問に関連するツアー、旅行への招待（例えば、正当な目的を欠いた研修旅行）、健康管理サービス、雇用（公務員の親類の雇用を含む）、性的サービスなども含みます。また、寄付やスポンサーシップを装った支払も賄賂となる可能性があります。
- ほとんどの国では、贈収賄および腐敗行為を禁止する法令による規制・取締りを強化しています。これらの法令の多くは、不正行為が自国外でおこなわれ、または他国の市民によっておこなわれたとしても適用されます（域外適用）。例えば、UKBA（英国贈収賄防止法）、FCPA（米国連邦海外腐敗行為防止法）が挙げられます。
- これらの法令に違反すると、個人に対しても実刑や罰金を含む刑事上および民事上の責任が生じる可能性があります。
- 会社は、すべての役員、また必要に応じて、従業員、ビジネスパートナーに対して腐敗行為防止に関する研修を定期的の実施します。

\*ファシリテーションペイメントとは、公的書類（免許、営業許可、ビザなど）の手続処理といった行政サービスを円滑化するための公務員に対する少額の支払を意味します。

## 1-6 | 利益相反



会社の利益を最優先し、公正かつ客観的な決定をおこないます。  
また、個人の利益を会社の利益よりも優先させる行為はおこないません。

- 私たちには、職務に相反する、または相反するよう見える活動をおこなわない責務があります。利益相反行為の外観を呈していたり、またはそのように受け取られたりするだけであっても、会社を危険にさらす可能性があります。
- 個人的な利得や便宜を受けて、会社の利益の最大化を阻害するようなことがあってはなりません。例えば、次の行為には注意してください。
  - ▶ お取引先さまから個人的に特別なはからいを受けること。
  - ▶ 別の会社や団体の役員（取締役等）または従業員を兼務すること。
  - ▶ 親類や友人が経営または所有している会社と取引すること。
  - ▶ 現在もしくは将来のお客さま、お取引先さままたは競合他社に正当な理由のない経済的利益をもたらすこと、または不適切な個人的便益や贈答品を受け取ること。
  - ▶ 自らの職務として、親類などの私的な関係がある者の職務遂行または報酬を管理監督すること。
  - ▶ 直接、間接を問わず、会社と競合する活動に従事すること。
  - ▶ 製品やサービスの提供において、会社の元役員、元従業員またはこれらの近親者が関与する取引に携わること。

- 個人的な関係性や活動が、業務遂行や会社に対する義務に影響を与える可能性がある場合に、利益相反が起こります。
- 実在または潜在的な利益相反を自主的かつ積極的に会社に開示することは、私たちの責務です。利益相反の開示があれば、ほとんどの場合、オープンかつ透明性のある議論を通じて問題を解消できます。

## 1-7 | 政治的活動と寄付



直接、間接を問わず、  
会社の財産・資産を使用して、  
政党または候補者を含む  
政治家を支持したり、  
政治献金をおこないません。

- 適用されるすべての政治資金に関する法令を遵守します。
- TELグループは、政党または候補者を含む政治家を支持したり、政治献金をおこないません\*が、個人的な立場かつ業務時間外の活動まで禁止するものではありません。
- 具体的には、次のことを心がけてください。
  - ▶ 政党を支持したり、寄付したりすることが、明らかに個人的なものであって、TELグループと関連しているという印象を与えないこと。
  - ▶ 個人的に政治的支援をしたり、寄付したりすることが、職務遂行におけるパフォーマンスや客観性に影響を与えないこと。

\*政党または候補者を含む政治家を支持するための、出資、現物給付、贈答、支援および会社資源の使用を意味します。

## 1-8 | マネーロンダリング



マネーロンダリング(資金洗浄)は、  
犯罪行為です。

TELグループは、犯罪活動の収益を  
一切受け取りません。


また、「反社会的勢力」と一切関係を  
持ちません。


- 適用されるすべてのマネーロンダリング防止に関する法令を遵守します。
- 次のようなマネーロンダリングの兆候に注意しましょう。
  - ▶ お取引先さまからの要求
    - ・ お取引先さまの名義と異なる第三者名義の銀行口座に振り込むこと、またはお取引先さまが事業活動をおこなう国・地域外で資金を払い込むこと。
    - ・ 通常の取引慣行以外の形式で支払うこと。
    - ・ 複数の銀行口座に分割して振り込むこと。
    - ・ 契約金額を超えて支払うこと。
  - ▶ TELグループに対するお客さまからの支払
    - ・ 複数の銀行口座から、または外国の顧客でないのに海外の銀行口座から振り込まれること。
    - ・ 通常小切手または電子的方法により支払われるところ、現金で支払を受けること。
    - ・ お客さま以外の第三者から支払を受けること。
    - ・ 通常の取引慣行上、前払はおこなわないところ、前払とすること。



- ▶ ペーパーカンパニーや私書箱を利用する取引をおこなうこと。
- TELグループは反社会的勢力とは一切取引しません。また、そのような組織からの不適切な要求は断固拒否し、いかなる理由があっても資金提供や便宜を図る行為はおこないません。
- TELグループは、潜在的なマネーロンダリングのリスクを適切に評価するため、必要な場合には、お客さまおよびビジネスパートナーに対して確認をおこないます。

- マネーロンダリングまたは反社会的勢力との取引が疑われる場合は、直ちに法務またはコンプライアンス部門に相談してください。

 マネーロンダリングとは、犯罪行為によって得た不正な収益から、送金等によって出所を隠し（洗い流し）、正当な手段で得た収益に見せかけることをいいます。

 反社会的勢力とは、日本社会において、社会秩序や市民社会の安全を害したり、暴力や脅迫、詐欺行為による不当な要求から経済的利益を得たりすることを生業とする集団やその他の人々を意味します。これらの勢力は、多くの場合、利益を得る意図を隠しています。例えば、一般的な取引や組織を装い、寄付を募ったり、商取引をおこなうよう求めたりします。注文していない本や雑誌を勝手に送りつけ、その代金の支払や購読を要求することもあります。



## 2 会社資産と財産



## 情報を開示する責任、守る責任

私たちは、適正な方法、タイミングで  
財務・会計情報を開示する必要があります。  
その一方で、大切な情報資産、知的財産を  
守り抜く責任があります。

## 2-1 | 会計・税務・財務報告



適時に、正確かつ適正な方法で財務書類を作成し、法令および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、すべての会計および財務報告を開示します。

- 財務諸表、経費報告書、契約書および社内外の報告書、納税申告書を含む会社の事業活動と財務情報を反映する一切の文書を、関連法令、企業会計の基準および社内規程に従った事実と証拠に基づいて適時に、正確かつ完全な方法で文書化します。
- 適用法令および上記文書の作成に関する社内規程に従って、事業に関する記録を残します。

- 法務部門またはその他の関連部門からの要請に応じて、内部と外部の調査または監査および係争中または潜在的な訴訟に関連する文書と記録を適正に保管します。



TELグループ税務方針については、次のWebサイトを参照してください。

<https://www.tel.co.jp/csr/related-policy/>

## 2-2 | インサイダー取引



TELグループまたはお取引先さまや  
お客さま等の未公表の重要な  
内部情報を利用して、  
TELグループまたはその他の  
上場企業の株式等の有価証券の  
売買をおこないません。

- 未公表の重要な内部情報を利用して、有価証券を取引し、利益を得ません。
- 未公表の重要な内部情報を利用して、他人に有価証券の取引を勧めたり、提案したりしません。
- 未公表の重要な内部情報に基づいて取引をおこなったり、他人に情報を与えたり、または情報を悪用する可能性のある者に対して、口頭または他の手段を用いて、未公表の重要な内部情報を伝えません。

- 重要な内部情報には、例えば次のようなものがあります。
  - ▶ 会社の業績または業績予想
  - ▶ 経営陣、取締役会またはその他機関の変更
  - ▶ 主要な新製品、製品クレームまたは製品事故や問題
  - ▶ 重要な契約、販売または注文の喪失、獲得または遅延
  - ▶ 買収、合併または売却
  - ▶ 訴訟事件または規制当局や政府との取引における主要な進展

▶ 配当政策の変更

▶ 株式・新株予約権発行、自己株式取得、株式分割

▶ 独立監査人（会計監査人等）の変更、独立監査人との紛争

▶ 債務不履行または破産申請準備および開始

- 他人に未公表の重要な内部情報をもとに取引させ、もしくは取引を奨励し、または許可されていない第三者に未公表の重要な内部情報を提供することは、多くの地域で犯罪となります。適用される法令に違反すると、たとえ個人的に利益を得なかったとしても、情報を提供した個人に対して罰金または懲役刑が科される可能性があります。
- 家族、友人、代理人などの第三者を通じた有価証券取引も許可されていません。



インサイダー取引とは、上場会社の関係者等が、その職務や地位により知り得た、投資者の投資判断に重大な影響を与える未公表の会社情報を利用して、自社株等を売買することであり、法令で禁止されています。TELグループは、適用されるすべてのインサイダー取引に関する法令を遵守します。

## 2-3 | 知的財産



知的財産を尊重し、  
適切に保護、管理、利用します。

- 適用されるすべての知的財産に関する法令を遵守し、知的財産を守り、その利用を保護します。
- 知的財産および機密情報を保護するための予防措置を講じます。
- TELグループの知的財産および機密情報を許可なくオフィス外で使用しません。
- 他人の知的財産および機密情報を尊重し、悪用しません。許可または適正なライセンスなしに他人の知的財産および機密情報を使用しません。

- 知的財産権の例は、次のとおりです。
  - ・特許権    ・実用新案権    ・意匠権
  - ・商標権    ・著作権            ・営業秘密
- 空港やレストランなどの公共の場所で、TELグループまたは第三者の知的財産および機密情報について話したり、情報を共有したりしません。
- 以前の雇用主またはその他の第三者から事前承認を得た場合かつ事業目的の推進に必要な場合を除いて、これらの者の知的財産および機密情報をTELグループに持ち込んだり、利用したりしません。
- TELグループの物理的または技術的資産を利用して、職務の範囲内で発明または新たなアイデアやデザインを考案した場合、所定の方法で直ちに会社に通知します。
- TELグループの知的財産（例えば、商標や著作物）を社外で使用する際は、事前に担当部門に相談します。

## 2-4 | 情報セキュリティ



TELグループの機密情報およびお客さまやビジネスパートナーから会社に提供された機密情報を保護し、合理的かつ適切な情報管理フレームワークを維持し、個人情報を含む機密情報の取扱いに関する規則を遵守することにより、情報漏えいを防止します。

- 技術情報や販売情報などの機密情報を適切に保護、管理し、適法な事業目的または法令で要求された場合のみ利用します。
- 第三者の機密情報を悪用したり、不適切な方法で入手したりしません。

- 情報の分類と開示範囲を定義して情報を管理し、必要性和社内規程に基づいてのみ機密情報を開示します。

### 【機密情報の例】

詳細な販売情報、業績目標、主要業績評価指標、製品戦略、新製品と新技術、公表前の人事情報、製造プロセスと仕様設計、顧客との契約

- 公共交通機関を含むリモートオフィスでも情報の保護に必要な措置を講じます。
- 雇用期間中、権限を越えて機密情報を持ち出したり、開示することはできません。



- 退職時には、機密情報を含む電子ファイルおよび有形物は消去、破棄または会社に返却し、誓約書に署名しなければなりません。退職後に機密情報を保持することは一切許されません。
- 情報の漏洩と紛失を防ぐ方法は、次のとおりです。
  - ▶ 疑わしいメールを受信したとき、添付ファイルやURLを開かないこと。
  - ▶ パスワードを他人に教えたり、使わせないこと。
  - ▶ 特に社外や移動中においては、機密情報を含む機器の取扱いに細心の注意を払うこと。
  - ▶ 取外しが可能なTELグループの情報装置については、社内外いずれにおいても、セキュリティワイヤーで固定または施錠可能な場所に保管するか、携行すること。
  - ▶ 会社の承認を得ないでソフトウェアをインストールしないこと。
- 会社は、現地の法令で認められる範囲で、会社の情報システム（メール、インターネットなど）を使用しておこなわれた通信を監視、記録し、または利用することがあります。
- 個人情報を含む機密情報の紛失もしくは漏えいが発生した場合または情報機器等の紛失もしくは盗難が発生した場合は、直ちに情報セキュリティ部門に報告してください。



TELグループ情報セキュリティマネジメントについては、次のWebサイトを参照してください。



<https://www.tel.co.jp/about/riskmanagement/>

## 2-5 | 個人情報



すべての個人のプライバシーと個人情報の機密性を尊重し、最大限の注意を払って個人情報を取り扱い、個人情報の適切な取扱いを促進するための措置を講じます。

- 各国・各地域に適用される個人情報保護に関する法令および社内規程・規則を遵守します。事業目的の範囲内で必要最小限の個人情報を取得、利用、管理し、不要になった場合（法的に必要最小限の期間は除きます。）は削除します。
- 新しいシステムやプロジェクトの一環などにおいて、個人情報を取得、利用、管理または開示する前に、プライバシーリスクを常に考慮します。
- 個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。
- 渡るべきではない人の手に渡らないように、適所に効果的な対策を講じることにより、保有する個人情報を保護します。
- 個人情報をどのように利用、開示または転送するかについて、個人に対して透明性をもって対応します。また、個人が自身の情報に容易にアクセスして訂正できるようにします。

- 一般的には、個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次のものを指します。
    - ▶ 氏名、生年月日、個人を識別することが可能な符号など、特定の個人を識別できる情報
    - ▶ 他の情報と照合でき、特定の個人を識別できる情報
  - 個人情報に関連する法令の多くは、域外適用されます。したがって、個人情報を取り扱う場合、各国・各地域で定められた個人情報の定義を理解したうえで法令を遵守する必要があります。
-  個人情報保護方針については、現地の方針も併せて参照してください。
-  TELグループの個人情報の利用または情報漏洩に関して外部の第三者から連絡を受けた場合は、直ちに法務またはコンプライアンス部門に相談してください。

## 2-6 | 会社資産



個人の利益のために会社の  
資産を不当に使用しません。

- 私たちは、日々の業務を遂行するにあたって会社資産を使用します。コンピュータ、モバイルデバイス、情報技術のハードウェアとソフトウェア、車両、施設、知的財産、消耗品およびその他の会社資産を会社の管理下に置き、正当かつ適切な業務上の理由がある場合にのみ使用します。
- 有形・無形にかかわらず、会社の許可なしにTELグループの資産を使用し、もしくは廃棄し、または会社施設外に持ち出しません。

- 会社が購入したソフトウェアを自宅のPCにインストールしたり、会社のPCを私的目的で使用したりしてはなりません。
- 会社資産の不当な使用は、社内規程違反となるだけでなく、犯罪行為にもなりえます。
- 会社の資産に該当する例は、次のとおりです。

有形資産	無形資産
施設備品	ソフトウェア
用具	機密情報 (顧客情報、マーケットシェア情報など)
原材料	特許権などの知的財産権
事務所消耗品	





# 3 職場環境



## 多様な個性とチームワークの発揮

多様な人々が、その一人ひとりの個性や能力を  
いかに発揮できる組織であるために、  
私たちは、互いに敬意をもって接し、  
安心して働ける職場づくりを推進します。

## 3-1 | 人権および公正な雇用慣行



人権と多様性を推進し、かつ労働、結社の自由、団体交渉および移民に関するすべての法令を遵守することにより、互いに敬意を持って接し、いかなる者に対しても寛容で、安心できる職場をつくれます。また、差別はもちろん、強制労働、債務労働、児童労働またはその他奴隷労働を助長するようなことはおこないません。

- すべての雇用に関する決定は、業績に基づいておこないます。
- お互いに尊重しあい、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族、国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、所属政党、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、結婚歴、育児・介護の有無、その他適用される法令の下で保護される個人的特徴に基づいて差別しません。
- 同僚のさまざまな慣習や価値観を尊重し、理解するよう努めます。



- TELグループは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」および「国際人権章典」ならびに「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に記載されている人権を尊重します。
- TELグループは、次の人権が特に重要であると考えています。
  - ▶ 自由、平等、非差別
  - ▶ 雇用の自主性
  - ▶ 製品安全と職場の安全衛生
  - ▶ 結社の自由
  - ▶ 適切な労働時間と休憩・休日・休暇の確保



TELグループにおける人権についての考え方「東京エレクトロングループ人権方針」は、次のWebサイトを参照してください。

<https://www.tel.co.jp/sustainability/management-foundation/human-rights/index.html>

## 3-2 | ハラスメントのない職場



いかなるハラスメント行為も

許容しません。

また、すべての人が尊敬され、大切にされていると感じ、誰もが平等かつ公正に扱われる環境の構築と保全に取り組みます。

- 一人ひとりを個人として尊重し、能力を十分に発揮できる職場環境をつくります。
- 攻撃的、威圧的、悪意のある、または侮辱的な言動はおこないません。これには、個人によるものか集団によるものかを問わず、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族、国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、所属政党、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、結婚歴、育児・介護の有無またはその他適用される法令の下で保護される個人的特徴が動機であろうとなかろうと、あらゆる形態の性的またはその他の嫌がらせやいじめが含まれます。
- 性的嫌がらせ、もしくはその他嫌がらせ、または、いじめと受け取られるような言動はおこないません。嫌がらせの例は、次のとおりです。  
攻撃的言動、性的に露骨な冗談、侮辱的言動、不適切なものの陳列・電子メールの送付・テキストメッセージの送信または拡散、不快な素材または性的に露骨な素材の配布、不快な性的誘いかけ、性的意味を含む言動、個人情報悪用の、敵対的または威圧的な環境の作出、同僚からの隔離または非協力的体制、悪意のあるまたは侮辱的な噂の流布。

- 暴力や脅迫も容認しません。
- すべてのマネージャーには、ハラスメントのない職場環境を醸成・維持させる責任があります。

- TELグループは、ハラスメント行為をおこなった者に対して解雇を含む厳正な処分をもって対応します。
- TELグループは、ハラスメントに関する懸念を誠実に報告した者に対する報復および報復的行為を一切許容しません。
- ハラスメントは、業務遂行能力を妨げる受け入れがたい不快な行為です。ハラスメントは、相手の気分を害しようとするつもりがなくても成立します。冗談、いたずらはもちろん、称賛を目的とするものであっても不適切な言動であれば、それはハラスメントに繋がります、またはハラスメントを助長するものとなります。
- セクシュアルハラスメントには、男性から女性に対するもののほか、女性から男性に対するものや同性に対するものもあります。



職場には、日常業務を遂行している場所だけでなく、お取引先さまやお客さまの施設、レストランなど会議や交流がおこなわれる場所も含まれます。



# 4 社会に対する責任



## 人、社会、自然との共生

TELグループの事業活動は、地球環境との調和と地域社会の発展とともにあります。

私たちは、先進技術の追求とともに、持続可能な社会の実現に向けた問題解決に取り組めます。

## 4-1 | 環境保護



環境保護と保全に関連する法令を遵守し、地球環境との調和を図りながら、事業活動をおこないます。

- TELグループ環境方針に基づき、環境に配慮した製品の生産に努めます。

- 環境への負荷を軽減するため、次のとおり製品開発段階から環境に配慮した製品づくりを推進します。

- ▶ 材料や排出物等の抑制
- ▶ リサイクル可能品の使用
- ▶ 有害物質における代替品の使用優先

- 技術開発は、個人の生命と資産だけでなく、地球環境に対してもリスクを伴う可能性があることを理解することが重要です。



TELグループ環境方針については、次のWebサイトを参照してください。

<https://www.tel.co.jp/csr/environment/environmental-management/>

## 4-2 | 社会貢献



さまざまな活動を通じて、  
地域社会の発展とグローバルレベルでの  
社会的問題の解決を支援するために、  
コミュニティメンバーと強固で信頼できる  
関係の構築に努めます。

- TELグループの社会貢献活動は、基本理念の趣旨に照らし、  
全社社会貢献活動のガイドラインに基づき、国際連合の  
「持続可能な開発目標 (SDGs)」に沿った取り組みをおこな  
っています。
- TELグループの取り組みを通じて寄付をおこなう場合、適切  
な手順に従います。



TELグループの社会貢献活動については、次のWebサイトを参照  
してください。

<https://www.tel.co.jp/csr/contribution/>

# 私の行動指針

私は、共に持続可能な成長を目指すTELグループの一員として、次に掲げることを実践します。

- ☑ 私は、正しいことをおこないます。
- ☑ 私は、周囲に存在するリスクを認識します。
- ☑ 私は、正しく行動するために必要な知識を身につけます。











制定：1998年 8月14日

改訂：2023年 4月 1日

発行元：東京エレクトロン株式会社

---